

**利島村地球温暖化対策実行計画  
(区域施策編・第1次)**

**令和4年10月**

**利 島 村**

## 1. 区域施策編策定の基本的事項・背景

### (1) 区域施策編策定の背景

#### ア 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

#### イ 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

#### ウ 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021年10月には、こ

これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

## 工 利島村における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

利島村（以下「本村」という。）では、高いエネルギーコストと災害時の長期孤立という防災における課題の解決を図るため、平成26（2014）年度に「再生可能エネルギーを活用した自立・幸福アイランド計画（利島村モデル）」を策定し、低炭素化、地産地消、地域活性化、エネルギーの自立、防災力の強化、展開可能なモデル化を基本方針として施策の展開を図っています。

平成29（2017）年度には、環境省「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（第4号事業）」を活用し、村役場及び隣接する郷土資料館に太陽光発電及び蓄電池を設置し、島内で初めて再生可能エネルギーを導入したほか、都の支援を受けて電気自動車を導入しました。

令和3（2021）年10月には、「利島村 ゼロカーボンアイランド宣言」において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンアイランド」へ挑戦することを宣言しました。

近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

その際、住民や地域の事業者とも連携の上、再エネをフル活用していくことで、ゼロ

カーボンアイランドの実現を目指します。

## (2) 区域の特徴

以下に示す本村の自然的・社会的条件を踏まえ、区域施策編に位置づけるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。(以下は自然的・社会的条件の例示)

### ア 地域の概要

利島は伊豆諸島の島の一つで、東京から南へ 130 km の洋上に浮かぶ神名備(かんなび)型の美しい外海孤立小離島です。島の規模は、周囲 7.7 km、面積 4.1 k m<sup>2</sup>、島の中央には標高 507.6 m の宮塚山がそびえ、急峻な地形が造り出されています。また、利島は日本一の椿油の生産地であり、島全体が油料用の椿林で形成されています。

島内の集落は、島の北側の沢地に集中しており、人口は約 310 人、世帯数は約 180 世帯と小規模です。高齢化率は 24.5%と全国平均(26.6%)よりも低く、一方で子供の数が増加しており、15 歳未満の割合は 15.8% (全国平均 12.1%) です(令和 3〔2021〕年 1 月 1 日現在)。

### イ 気候概況

利島に近い大島特別地域気象観測所における令和元(2019)年の平均気温は 17.2℃、年間降水量は約 2,733.5 mm となっています。

冬季は風速 20~30m の季節風(西風)が吹くことが多いです。

### ウ 人口と世帯数

本村の人口は、平成 22(2010)年度から平成 25(2013)年度まで減少傾向にありましたが、平成 26(2014)年度以降増加しています。令和元(2019)年度現在では、人口は 322 人、世帯数は 176 世帯となっており、1 世帯あたりの平均人数は約 1.8 人です。国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」といいます。)が発表している仮定値によると、本村の将来人口は、老年人口が増加する一方、年少人口及び生産年齢人口が減少し、令和 27(2045)年に 217 人と推計されています(資料:国立社会保障・人口問題研究所)。なお、社人研の仮定値は、令和 2(2020)年(306 人)から令和 27(2045)年(217 人)までの人口減少は、年率 1.16%となります。

### エ 地域の産業の動向

本村の産業別就業者数は、平成 27(2015)年度の調査結果をみると、第 3 次産業の就業者数が最も多く 6 割を超えており、第 1 次産業及び第 2 次産業が約 2 割になっています。

過去の推移をみると、全体の傾向としては第 3 次産業が増加傾向を示し、第 1 次産業と第 2 次産業は増減を繰り返す傾向になっています。

本村の産業別の事業所数は「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業・小売業」「建設業」の順に多く、従業員数は「建設業」、「卸売業・小売業」「宿泊業、飲食サービス業」の順に多くなっています。

### (3) 計画期間

利島村実行計画（区域施策編）の基準年度、目標年度、計画期間について、2013 年度を基準年度とし、2030 年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である 2022 年度の翌年である 2023 年度からの 8 年間とします。

平成 25	・・・	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	・・・	令和 12
2013	・・・	2020	2021	2022	2023	2024	・・・	2030
基準年度	・・・	現状年度 ※		策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標年度

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 1. 利島村における基準年度、目標年度及び計画期間

### (4) 推進体制

利島村では、区域施策編の推進体制として、首長をトップとし、全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営します。

さらに、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であり、庁外体制の構築についても検討を進めます。

具体的な体制の想定は下表（あるいは下図）のとおりとなります。

	部署名・役職名	役割	備考
本部長	村長	全体統括	事務局（環境建設課）と綿密に調整
事務局	環境建設課	事務全般	本部長指示のもと庁内を統括

表 2 利島村における区域施策編の推進体制

## 2. 温室効果ガス排出量の推計

### (1) 区域の温室効果ガスの現況推計

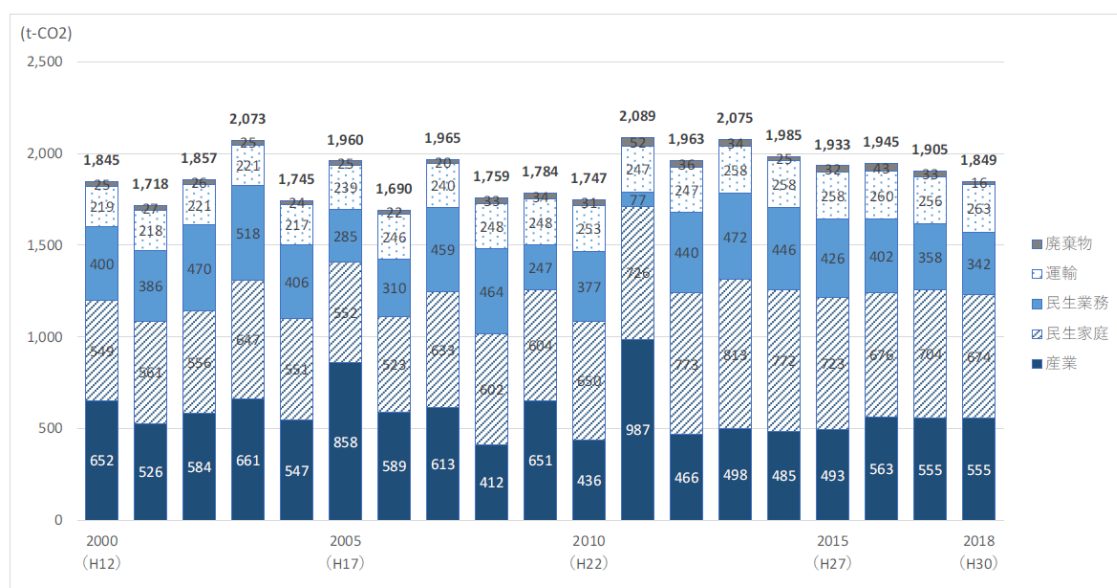
東京の市区町村では、平成 19 年（2007）年度から、東京のみどりの保全や温暖化防止について連携・共同して取り組むため、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を実施しています。このプロジェクトでは、平成 18（2006）年度に確立した 62 市区町村共通の算定手法（以下、「標準算定手法」といいます。）を用いています。

本調査での区域の温室効果ガス排出量の現況の推計は、標準算定手法による算定結果を基に整理・分析します。

なお、利島村では、船舶が重要な交通手段ですが、標準算定手法で対象外としていることから、ここでも算定対象部門には含めないこととします。

温室効果ガスの 83.1%を占める CO<sub>2</sub> の部門別の内訳は、次のとおりです。

平成 17（2005）年度と平成 23（2011）年度に排出量が比較的多かったのは、産業部門で当該年度に多く排出した業種があったためと考えられます（製造業〔窯業・土石製品〕）。



出所) みどり東京・温暖化防止プロジェクト「島しょ地域の温室効果ガス排出量」

図 2. 部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の推移

### 3. 計画全体の目標

#### (1) 区域施策編の目標

利島村の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて下表のとおり設定します。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：t- CO <sub>2</sub> )	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計	2,075	1,715	Δ17.3 %
産業部門	498	450	Δ9.6 %
業務その他部門	472	387	Δ18.1 %
家庭部門	813	676	Δ16.9 %
運輸部門	258	178	Δ31.1 %
廃棄物分野（一般廃棄物）	34	24	Δ29.4 %

表3 利島村における総量削減目標

## 4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

### (1) 区域の各部門・分野での対策とそのための施策

ゼロカーボンアイランドに向けた地域の再エネ導入促進の取組では、太陽エネルギーの利用促進を中心に、それ以外のエネルギー種にも目を向けて導入の検討を行います。

また、並行して地域の再エネ導入拡大に向けた仕組み・体制づくり、脱炭素型まちづくりのインフラ整備も進めていきます。

<b>1 地域の再エネ導入促進</b>	
1-1 太陽エネルギーの利用促進	①公共施設への太陽光発電導入
	②住宅・商業施設・宿泊施設への太陽光発電導入
	③工場・ヘリポートへの太陽光発電導入
	④貯水池への太陽光発電導入
	⑤太陽熱利用の導入
1-2 その他のエネルギーの利用促進	①椿間伐材、椿油絞り粕等のバイオマス活用
	②中型風力発電導入
	③浄水場からの給水経路での小水力発電導入
1-3 社会情勢・制度状況等に応じた再エネ選択肢の拡大	①海洋温度差発電の導入検討
	②その他海洋エネルギー（波力、海流発電）の導入検討
<b>2 地域再エネ導入拡大に向けた仕組み・体制づくり</b>	
2-1 地域脱炭素化に向けた体制構築	①地域脱炭素化を進める体制構築
	②エネルギーマネジメントの仕組み構築
	③地域住民への還元の仕組みの構築
<b>3 脱炭素型しまづくりのインフラ整備</b>	
3-1 災害時におけるエネルギー供給体制の整備	①拠点施設における再エネの導入とレジリエンス強化
	②浄水場への再エネ導入による災害時の飲料水確保
3-2 脱炭素型地域交通の推進	①EV・蓄電池の導入とエネマネへの活用
	②公用車へのEV導入
3-3 建物等のZEB化・ZEH化の促進	①公共建築物のZEB化
	②民間におけるZEB化・ZEH化の促進
<b>4. 吸収源対策</b>	
4-1 吸収源対策	①椿林整備による吸収源対策

表4 ゼロカーボンアイランドに向けた施策

#### ア 再生可能エネルギーの導入促進

2050年カーボンニュートラルに向けて、国や都では、新築の住宅・建築物への太陽発電導入は積極的に図られるべきものとして義務化も含めて議論されているところで



す。

本村においても、戸建て住宅への太陽光発電導入について、国や都の補助に加え、村独自の補助を加えて総体で活用が図られるよう取組を進めていきます。具体的には、設置義務付けに係る都条例の状況もみながら、令和 5（2023）年度以降に支援制度について検討していきます。また、再生可能エネルギーは公共施設への導入を祖先して進めます。

#### イ 省エネルギー対策の推進

本村の村道の街路灯において、LED 灯への更新作業を終えています。また、本村全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの方が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。このため村が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、IP 告知システムや広報等による情報提供等を通じて、省エネルギー行動を推進します。

#### ウ 地域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、本村では、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めます。

環境負荷の低い交通・運輸への転換促進を図るため、自動車利用から、温室効果ガス排出がより少ない公共交通機関や自転車への移行を促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や自転車道の維持管理など、利用しやすい環境づくりを進めます。

#### エ 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。家庭ごみの減量化・資源化の推進を行うため、ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみの焼却量を減らし、温室効果ガス排出量削減にも効果的です。不用と思われる物品の購入の取りやめ、分別品目の増による再資源化率の増や有料化を含めた家庭ごみの適正処理等の取組により、一層の減量化と資源化を推進します。事業系ごみにおいては、有料化を含めた適正処理に取組ます。

## 5. 区域施策編の実施及び進捗管理

区域施策編の実施及び進捗管理は以下のとおり実施します。

### (1) 実施

「1(4) 推進体制」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

### (2) 進捗管理・評価

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、毎年一回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

### (3) 見直し

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。